ST基準改定(第1部、第2部)に 関する説明会

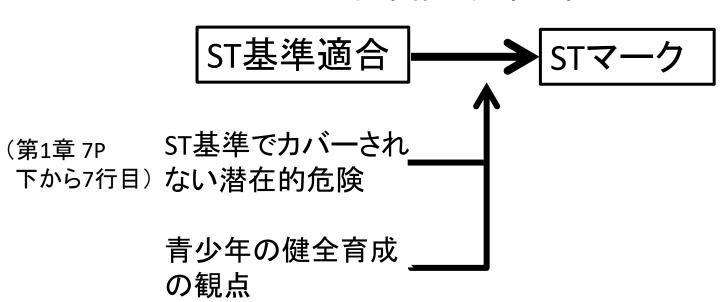
平成24年10月11,12日

日本玩具協会

序文

- ① 第1部 · 第2部はISO8124を基礎とする。
- ② STマーク制度においては、子どもたちの健全な育成の観点から、差別・虐め、卑猥、動物虐待、麻薬・薬物使用、入墨、喫煙・飲酒誘因といった要素を考慮。(制度要綱第3条を参照)

制度要綱第3条



適用範囲(第1章)

この基準で玩具とみなされないもの

a) 幼児用自転車(JISD9111(2005)規定のもの)、子供用自転車(サドルの最大高さが 435mm 超のもの)、足踏式三輪車、足踏式自動車(三輪・四輪のもの。ただし、押手棒付のものを除く。)、ローラースケート、インラインスケート、スケートボード、キックスケーター、二人以上の子供が乗ることができるぶらんこ、木製のすべり台



- J) 浴槽用浮輪
- L) 500ピース以上から成るパズル、及び絵柄のない高度なパズル
- m) 花火、雷管
- n) 8 才未満の子供を対象とする、化学玩具、有機溶剤を含有する接着剤を使用する玩具 及び電気調理器使用玩具
- t) 子供向けの装飾用ジュエリー(遊びの要素のあるものを除く。)
- v) 調理又は食品を温める以外の目的で電子レンジを利用する玩具

濫用試験(4.2、5.22)

現行基準 改定基準 合理的に予測可能な濫用試験(5.22) 3 才未満対象の玩具の分離不可能な部品(4.2.2.2) 3 才未満 ① 落下試験 引張試験 6mm 以上 50N 対象の玩具 6mm 超 90N (転倒試験) ② トルク試験 18ヵ月未満の子供用の玩具(4.2.2.17) ③ 引張試験 ガラガラ、 通過試験 おしゃぶり、 落下試験 ④ 圧縮試験 積木ブロック、 ねじり試験 ベビージムの脚 引張試験 噛む試験 8 才未満 落下試験 その他 対象の玩具 落下試験は全ての玩具(全年齢)に実施(5.3(3)) 「洗濯可」の表示 → 6 回洗濯

落下試験

「厚さ 64mm のコンクリート床」+「約 3mm の厚さのビニール製のタイル」

		玩具の重さ	落下の回数	落下の高さ	現行
対象	18ヵ月未満	1.4kg 未満	10 回	138±5cm	130±5cm 10回
对家 玩具	18ヵ月~	4 El 土洪	4.6	02-5	85±5cm 5回
ഗ , 	96ヵ月未満	4.5kg 未満	4 回	93±5cm	00上00川 0 回

大型でかさばる玩具は3回倒す。(転倒試験)

トルク試験

子供が親指と人差し指でつかむか口でくわえることができる突起部分、パーツ

(0.45±0.02)N·m で5秒

① 時計回り	最大 180°	まで回転	10 秒維持
② 反時計回り	最大 180°	まで回転	10 秒維持

引張試験

子供が親指と人差し指でつかむか口でくわえることができる突起部分、パーツ

① 水平方向に 70±2N	10 秒維持
② 垂直方向に 70±2N	10 秒維持

(縫い目の引張試験) 直径 19mm の円盤付「縫い目クランプ」を使用

縫い目から 13mm 以上離れた箇所、70±2N、10 秒維持

圧縮試験

落下試験で、平坦な表面と接触できない領域

直径 30mm±1.5mm、厚さ 10mm の固い金属円盤

圧力 114±2N、10 秒維持

濫用試験(5.22 項、0-3 才対象、落下試験8 才)と個別の規定の適用関係

事例1 濫用試験のうち、一部が引用されているケース

	要求事項	年齢範囲	解釈
4.6.5 露出したネジ 又は細い棒の 縁部	「保護キャップ」 5.22.5(トルク試験)、続いて 5.22.6.1(引張試験)を行う。	対象年齢 規定なし (0-14 才)	「0-3 才対象玩具」 5.22.5(トルク試験)、5.22.6.1(引張試験) を含めた、全ての濫用試験を行う。 「3-14 才対象玩具」 5.22.5(トルク試験)、5.22.6.1(引張試験) の試験を行う。 (8 才までは落下試験を実施)

(同旨) 4.9 金属製の針金及び棒 (5.22.8(曲げ試験))

4.18.2 蓄積エネルギーを有する発射体付玩具(保護先端)(5.22.5(トルク試験)、5.22.6.4(保護部品の引張)) 4.22 b) d) 分離不可能なマウスピース(5.22.5(トルク試験)、5.22.6.1(引張試験))

事例 2 濫用試験全部が引用されているケース

4.8 突起	「保護キャップ又はカバー」 5.22(濫用試験)に従って試験 したとき外れてはならない。	対象年齢 規定なし (0-14 才)	「0-3 才対象玩具」 5.22 の全ての濫用試験を行う。 「3-14 才対象玩具」 5.22 の全ての濫用試験を行う。 (8 才以上対象玩具については、落下試験は8才の試験条件で実施)
-----------	--	--------------------------	---

事例 3

等の磁性部品」に対して、以下 「異なる形状・磁力等の磁性部品」以外は の試験を規定の順番通りに行 4.24.2 通常の濫用試験のルールに従う。 う。 「8 才以上の子 対象年齢 5.24 (磁石の引張試験) 供を対象とした 「異なる形状・磁力等の磁性部品」について 5.22.2 (落下試験) 規定なし 磁力・電気実験 は、特に左記の試験を実施する。 (0-14 才) 5.22.5 (トルク試験) セット」以外の (5.22.2 の落下試験は、8 才以上対象玩具 5.22.6 (引張試験) 玩具 は、8才の試験条件で実施) (磁石の衝撃試験) 5.26 5.22.7 (圧縮試験) 5.24 (磁石の引張試験)

(注)「異なる形状・磁力等の磁性部品」の例としては、

磁石を含んだ、寸法又は形状がさまざまに異なる 複数の「細長い棒」がある。

c) 全ての「異なる形状・磁力

小部品 (4.4)

36ヵ月未満の子どもを対象とした玩具

- ① 玩具そのもの
- ② 玩具の取り外し可能な構成部品
- ③ 濫用試験(5.22)により放出される構成部品 玩具の破片(発泡材や削りくずの欠片等)も含む。

除外:

紙製の本、紙製品(ただし、厚紙及びラミネートされたものは除外されない) 「柔軟なプラスチック」(シール等)が明文で対象となったことに注意!

36ヵ月未満の子どもを対象とした玩具

①、②、③ 3~8才 落下試験で放出される構成部品 🗘 警告(7.2.4.1(73P)

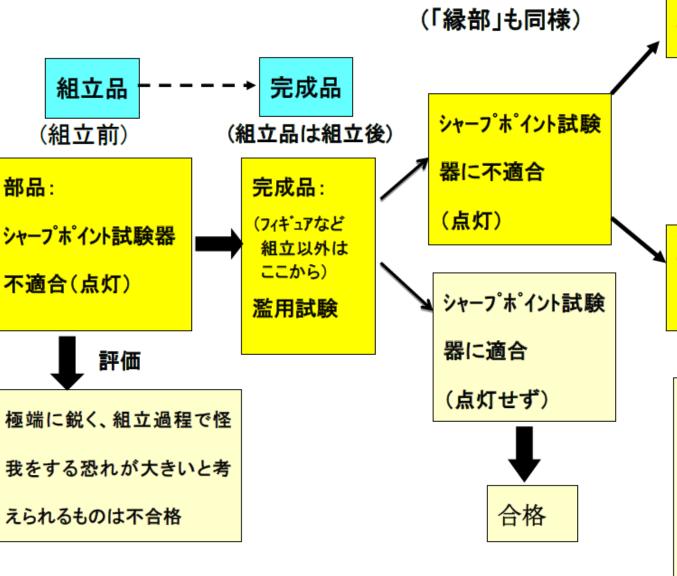
「3 才」に注意)

鋭い縁部・尖った先端(「シャープェッシ・・シャープポイント試験」に適合しない もの)であっても、合格と判定されるもの (4.6.1 a), 4.6.2, 4.7.1 a), 4.7.2)

	種類	例	条件
1.	不当な怪我の恐れがないと評価・	AV ケーブルの端子、カラビナ、マ	(消費者に注意
半	削断されるもの	ツバ、金属製チェーンの結合部	喚起を推奨)
	4.6.1 a), 4.7.1 a)	(カニカン)等	
2.	機能的な鋭い縁部・鋭い先端	金属製レールの継ぎ目板(4.6.2 c))	36ヵ月以上
	4.6.2 a), c), 4.7.2 a)	電池ボックス内の電池接点(4.6.2 c))	
3.	「機能的玩具」の「機能上必要な鋭	玩具のハサミの刃、玩具ミシンの	36ヵ月以上
	い縁部・尖った先端」	針、玩具工具キット、等	警告表記
	4.6.2 b), 4.7.2 b)	ピンバッジ、安全ピンの針	

- (注) 1. は危険ではないと判断されるもの
 - 2. 3. は危険性はあるが機能上の観点から使用が認められるもの

ST2012 第 1 部 4.7「先端」(プラスチック素材のケース)



8 才未満 不合格



評価

不当な怪我の恐れのない ものは合格(接触しずらい等)

8~14 才 多くは合格 注意表示 (推奨ペース)*



評価

予測される玩具の使用方法により、怪我をする恐れが大きいと考えられるものは不合格

* 特に、注意表示がないもの

は不合格

4. 5. 2 小球

「球」の定義(3.21)に、

「投げる、打つ、蹴る、転がす、落とす、又は弾ませる目的のもの」

4. 5. 5 「玩具のおしゃぶり」 本物のおしゃぶりについては通知を維持。

4.8 突起

繰り返し組み立て、分解することが意図された玩具は -----個々の部品及び完全に組み立てられた製品について、それぞれ 別に評価する。

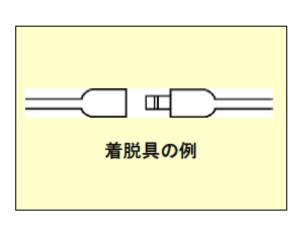
コード 36ヵ月未満 (4.11)

「コード」: 弾性素材、モノフィラメント高分子材料、テープ、リボン、ロープ、ひも、織った及び撚った材料を含む、「柔軟な織物又は非織物素材の長いもの」、「糸」、ある種の弱くて長い「ばね」

適用対象外:「電気ケーブル」、「安全ベルトのひも」、「バックパックの肩ひも」、「バッグ・バケツ・箱の持ち手」

対象 要件 「絡まってできる輪(tangled loop)」、 25N±2N の力で引っ張って(一方の端を固定し他方の端を引っ張る) 「引き結び(noose)」 (18ヵ月未満) 長さ 220mm 未満、220mm 未満の長さのパーツに分離 を形成することが予測できるコード (36ヵ月未満) 長さ 300mm 未満、300mm 未満の長さのパーツに分離





対象	要件
	(固定点の間が 94mm 未満のコード)
	25N±2N の力で引っ張って、 <mark>外周が 380mm 未満</mark>
「固定された輪(fixed loop)」	(固定点の間が 94mm 以上のコード)
	試験具(94mm×25mm×25mm のブロック)を用いて測定
	又は
	(18ヵ月未満) 220mm 未満の長さのパーツに分離
	(36 ヵ月未満) 300mm 未満の長さのパーツに分離

対象	要件			
端が白巾な状態のコード/フ ク	引張り玩具	(36ヵ月未満) 25N±2Nの力で引っ張って長さ800mm未満		
端が自由な状態のコード(アタッチメントが付いていない。)	引張り玩具	(18ヵ月未満) 25N±2Nの力で引っ張って長さ 300mm 未満		
) / / J / / / / / / / / / / / / / / / /	以外	(18ヵ月~36ヵ月)(//)長さ300mm 超は警告		
自動引込み式のコード	(00 - 日土洋) ##	CE O TO LO		
引張り玩具のコード	(30 カ月木両) 慎的	所面の平均寸法が 1.5mm 以上 14		

4.12.1 折畳み機構

この要求事項は、着席可能な面の幅が 140mm 未満の玩具には 適用しない。

4. 13. 2 接触可能な隙間

直径5mm未満か直径12mm以上

4. 16 閉鎖的な包囲体(子供が中に入ることができる玩具)

換気口 650mm²以上 2個

(同旨 4.16.3 頭を覆う玩具)

4. 18 発射体

発射体とは? (空中で自由飛行又は軌道を描いて発射されることを 意図した物体)

竹とんぼ リモコンのヘリコプター (自由飛行 ×) 吸盤のある発射体は、長さ57mm 以上

「乗物玩具」「座席付き静止玩具」に係る安定性・荷重強度 (4.15)

	安 定 性	荷重強度(静的)		動的強度試験	
	× ~ 1			(車輪付き乗物玩具)	
36 ヵ月未満	横方向 ^{足が着く場合} 傾斜 10°	荷重 25±0.2 kg	35±0.3 kg		荷重 25±0.2kg
36 カ月以上 60 ヵ月未満	足が着かない場合傾斜 15°前後方向傾斜 15°	荷重 50±0.5 kg	80±1.0	速度 (2±0.2)m/s	
60 ヵ月以上			kg	50mm の壁 に3回衝突	荷重 50±0.5kg
96ヵ月未満					
96 ヵ月以上			140±2.0 kg		

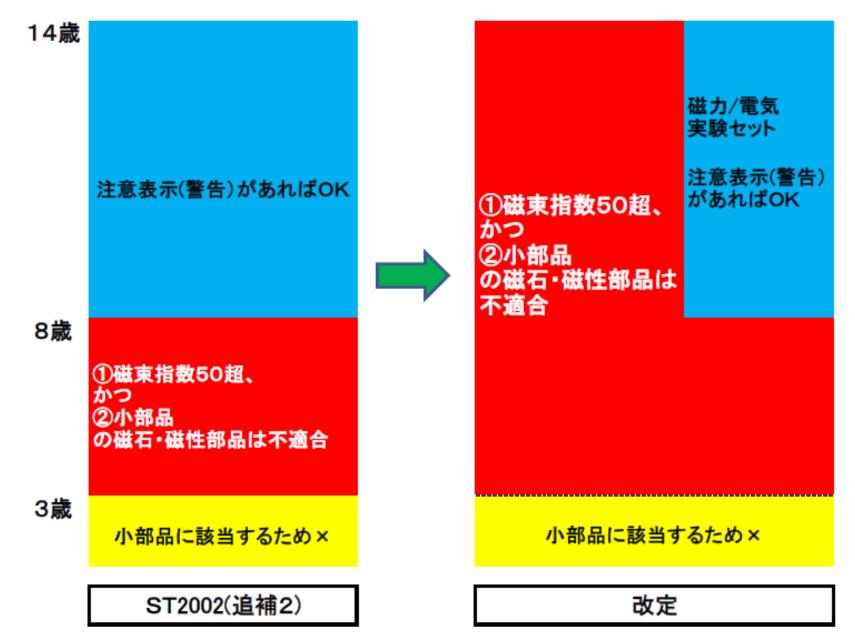
音響 (4.23)

	要求事項	試験方法(マイク位置)
現行	全ての玩具 138dB	音源から 25cm
改定	 [耳の近くで使う玩具] 連続音 (A 特性) 65dB 衝撃音 (C 特性) 95dB 「それ以外の玩具] 連続音 (A 特性) 85dB 衝撃音 (C 特性) 115dB 	音源から 50cm (注) 50cm の距離の取り方は、 玩具の形状、種類毎に規定。 ・ガラガラ ・その他の手で持つ玩具 ・固定式・自走式の
	(爆発・破裂作用 125dB)	卓上・床上玩具 ・押したり引いたりする玩具

音響の要求事項の運用

Question	Answer
「連続音」と「衝撃音」の区別がつかない音	両方を測定する。
はどう測定するか?	(測定器も対応可能)
玩具自体が、複数の遊びのパターンにチェン	それぞれの遊びのパターンの基準で測定を行う。
ジする場合は、どう測定するか?	(例、A 特性「耳の近くで使う玩具」65dB
(「耳の近くで使う玩具」とそれ以外、等)	「手持ち式玩具」85dB)
「音声モジュール」が取り外せる場合、玩具	意図された遊びの状態で測定を行う。
本体に取り付けた状態で測定するのか?	
50種のサウンド・パターンがある場合、全部	全ての音声パターンを測定し、全体について判
試験するのか?	定。(「テストモード」等を利用する。)
スピーカーにシールを貼っての音量調整は	(貼ったまま遊ぶことが明確に意図されている
可能か?	場合には)シールを貼ったまま測定を行う。

磁石(マグネット)(4.24): ①磁束指数50超、かつ②小部品のもの



現行基準(ST2002 第 11 版)

改定基準(ST2012)

- •3歳以上対象の玩具の小部品・小球
- ・鋭い先端・縁部
- 18 ケ月未満対象の玩具のひも

- ・凧及びその他の飛行玩具
- •模造保護用品
- •発射体付玩具
- ・磁石(小部品に該当する磁東指数 50 以上)
- •水上玩具

警告表示 に移行

- •3歳以上対象の玩具の小部品・小球
- 機能的な尖った先端・鋭い縁部
- 18ヵ月以上36ヵ月未満対象の玩具のコード
- 揺りかご、ベビーベッド、乳母車に張り渡して 固定する玩具のコード
- 36ヵ月未満対象の玩具の電線(30cm 以上)
- 凧その他の飛行玩具
- 模造保護用品(模造保護ヘルメット等)
- · 発射体付玩具
- ・8歳以上の子供向け磁力/電気実験セット
- •水上玩具

<mark>警告表示</mark> (新規)

- ・ゴム風船
- 液体の詰まった玩具
- •音響玩具

- ·機能的玩具
- •化学玩具
- •接着剤及び溶剤
- ・空気入れビニール玩具
- 乗ることを目的としないプルトーイ
- 乗ることを目的とするもの

注意表示ガイドラインに移行

「空気入れビニール玩具」は、義務的注意表示

※「蓄積エネルギーを有さない発射体付玩具」は、

誤使用の潜在的危険性について注意喚起

従来



注 意

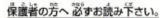
保護者の方へ 必ずお読み下さい。

- 16 to e-to 0 ●小さな×××があります。口の中には絶対に入れない でください。窒息などの危険があります。
- DIS BIFF 31: 421 ±92 fo ●誤飲の危険がありますので、3才未満のお子様には絶 対に与えないでください。
- tit 0 2 191 ●ポタン電池は飲み込むと危険です。お子様の手の届か \$APS 0 : IEM ない所に保管してください。万一飲み込んだ場合は、 1-1 -4464 すぐに医師に相談してください。
- TAG 2006 W 25- 40 M25 ●ボタン電池の交換は保護者の方が行ってください。
- TAS 2 124 12767 1267 48 6 64 《電池を誤使用すると発熱・破裂・液漏れの恐れがありま . . 5-30
- す。下記に注意してください》
- 48 TAS 869 TAS ●古い電池と新しい電池、いろいろな種類の電池をまぜ て使わないでください。
- ●+-(プラスマイナス)を正しくセットしてください。
- 5.514 ALON B 80 0 90 4 ●ショートさせたり充電、分解、加熱、火の中に入れた りしないでください。

改定案

4色

▲警告(けいこく)





■小部島があります。誤談、窒息などの危険がありますので、3撮未満のお子様には絶対に与えないでください。

▲注意(ちゅうい)



- ●茶・ボールチェーンは指などに巻きつけたりしないでください。血が適わなくなり危険です。
- ●系・ボールチェーンによる事故の危険がありますので、1.5歳未満のお字様には絶対に与えないでください。



- ●保護者のもとで遊ばせてください。
- 製品や付置品は、使用首酌以外の事には使用しないでください。
- ●透明袋は箱包材ですので、開封後はすぐに捨ててください。透明袋を買から被ったり、顔を覆ったりしないでください。 窒息する恐れがあります。
- ●遊んだ後は、茶などに設置せず 3歳未満のお字様の手の届かないところに保管してください。

単色

▲警告(けいこく)





●ボ部島があります。銅数、窒息などの危険がありますので、3歳未満のお予様には絶対に与えないでください。

▲注意(ちゅうい)



- ●系・ボールチェーンは指などに巻きつけたりしないでください。血が通わなくなり危険です。
- ●系・ボールチェーンによる事故の危険がありますので、1.5歳未満のお子様には絶対に与えないでください。
- ●保護者のもとで遊ばせてください。
- ●製品や付属品は、使用目的以外の事には使用しないでください。
- ●透明袋は梱包材ですので、開封後はすぐに捨ててください。透明袋を頭から被ったり、顔を覆ったりしないでください。 愛負する裂れがあります。
- ●遊んだ後は、床などに放置せず、3歳未満のお子様の手の届かないところに保管してください。

第2部可燃性·要求事項	試験	該当する商品の例
1. 頭部に着用する玩具(4.2)		
(1)「あごひげ、口ひげ、かつら等」		
(ヘア(髪・毛)、パイル、類似の特徴をもつ材料(支		
えなしに垂れ下がった、リボン・紙・布紐・その他の		* 玩具の構成要素で、垂れたり、緩やかに流れ
<u>垂れているもの*</u>)で作られたもの)		出ている箇所
玩具表面から50mm以上突き出しているもの	5.2	
(4.2.2)		
玩具表面から(5mm以上)50mm未満の突出し	5.3	N-760 全15億+年日 全15億+年日 全15億+年日 全15億+年日 第5億 フルー・グリーン
(4.2.3)		/タキオタロから生の目さが50 まばかりしかる
		(結び目から先の長さが 50mm 未満か以上かで、
		4.2.2 項か 4.2.3 項かを判断 ⇒ 左の 2 つは 4.2.3
		項、右の2つは4.2.2項を適用)

2) 成型及び繊維製のマスク、帽子、頭飾り、等		
成型で作成したマスク (4.2.4)	5.3	
繊維製のマスク (4.2.5)	5.4	
フード、頭飾り等 (4.2.5)	5.4	
(*1)「 <u>垂れているもの</u> 」を有する玩具は、まず、4.2.2 又は 4.2.3 の適用を考慮する。普通の帽子(野球帽)の「つば」は、(4.2.2, 4.2.3 の)「 <u>垂れているもの</u> 」に該当しないため、(頭飾りとして)4.2.5 に分類。		被り物玩具

フード、頭飾り等

(4.2.5)

5.4

(*2)「シュシュ」や「髪留め」でも、「支えなし

に垂れ下がったリボン・紙・布でできた紐状

<u>部、その他の垂れているもの」という、4.2.2</u>

又は 4.2.3 の定義に該当する部分がある商

品は、当該要求事項の適用となる。

(3) 頭部に着用する玩具の垂れているもの

(4.2.5)

(*3) 本項は、「フード」と同程度の試料が取れるものを想定している。

写真略

シュシュ

写真略

髪留め

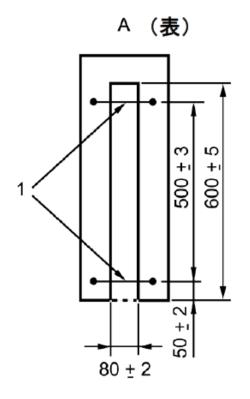
(但し試料不足(610×100mm)で検査免除になる ものが大半) * 1

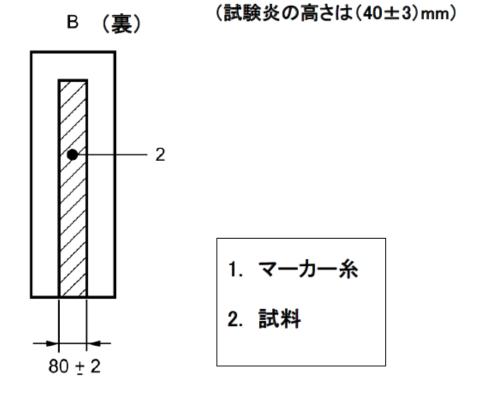
2.「玩具の仮装用衣装」、「子供が遊びで身に		5.4	
着けるように意図された玩具」	(4.3)		
			写真略
			「ドレス」だけでなく、「手袋」や「脛当て」も単体で
			本項の対象となる。
			(セット物に、「4.3 項以外の要求事項に該当する
			パーツ」(頭飾り等)が含まれている場合は、当該
			要求事項に対応する試験も行う。)

3. 子供が中に入るよう意図された玩具 (4.4)	5.4
4. パイル地又は織物地の表面をもつ柔らかい	5.5
縫いぐるみ(動物、人形等) (4.5)	

* 1 5.4 項 「玩具から入手できる各材料から、少なくとも 610mm×100mm の試験試料を切り取る。」

下図のとおり、試料を試料ホルダー上に保持。試料の端部とバーナー管先端との距離は(30±2)mm。





ST2012の経過措置

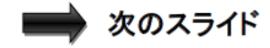
	平成25年	ম্	P成26年	平成27年	平川	成28年	平成29年
	1/1		4/1			4/1	
要求事項の 経過措置	ST2002(旧基準) 適用						
	ST2012(新基準) 適月			新「要求事」	項」		
表示の	旧基準の表示の適用		旧基準の表示	新「表示」 その適用 (更新申請の			
経過措置	新基準の警告・注意表示の	適用					

- 1. 実 施 日 : 改定基準は、平成25年1月1日から適用を開始する。
- 2. 経過措置:(1) 平成26年3月末までは、旧基準でも申請を受け付ける。(ダブルトラック)
 - (2) 上記(1)にあって、「要求事項」と「表示」を、それぞれ新旧の組合せで申請を認める。 (なお、旧「要求事項」、新「表示」の組合せでの申請も可能だが、実際は下記(3)(全て新基準 での申請)で、新要求事項に不適合となったケースが多いと予想される。)
 - (3) 新基準で不適合となった場合、当該製品について(修正を加えず)、改めて旧基準にて申請することが可能。なお、その際、「第3部の検査結果」の「転用」を認める。
 - (4) (継続商品の)更新申請については、平成28年3月末まで旧基準での表示を認める。
 - (5) 平成28年4月1日からは、(経過措置完了により)全て新基準で対応。

ST基準第1部、第2部の改定に伴う検査料金の改定について

標準小売価格	ST2002	ST2012
300 円以下	5,000 円	5,500 円
301 円以上 ~ 3,000 円以下	10,000 円	11,000 円
3,001 円以上 ~ 8,000 円以下	14,000 円	15,400 円
8,001 円以上	20,000 円	22,000 円
シリーズ製品の同時申請の軽減	2,500 円	3,000 円

[軽減(シリーズ製品の同時申請)の認定条件]



[軽減(シリーズ製品の同時申請)の認定条件]

	条件	例
	同一の形状・材質・価格で、代表商品の検	・ パッケージが全く異なる同一の商品(箱入り、ブリスター)
	査を行うことで、他の商品の検査を省略でき	・色違いの同一のブルドーザーのミニカー
1	ると判断されるもの	・色違いの同一の猫のぬいぐるみ
'		・ 検査項目に影響しない、模様(イラストや柄)が異なる商品(洋凧など)
		(なお、商品名、色、模様などで、いずれの共通項もないものを除く。)
	同一の ST 番号・商品名で、同一の商品とし	
	て一括して取引されるもの	・全〇種類と記載して取引される低単価商品
2	(シリーズ申請されたうち、1つでも不適合の	(例:カプセル玩具・玩具菓子・カードなどのアソート商品
	際には、シリーズ全体が不合格となる)	(単体流通されるものは該当しない))

玩具安全(ST)基準書の販売価格(消費税込み)

「第1部~第3部合体版」(当初のみ)+ 注意表示ガイドライン

会員価格 13,000 円(非会員価格 15,000 円、

英語版(第1部・第3部)20,000円)

「第1部+注意表示ガイドライン」

会員価格 9,000 円(非会員価格 10,000 円、英語版 16,500 円)

第2部 会員価格 5,000 円(非会員価格 6,000 円)

第3部 会員価格 1,000 円(非会員価格 2,000 円、英語版 4,000 円)

注意表示ガイドラインのみ

会員価格 1,000 円(非会員価格 2,000 円)